



Japan Association of Arbitrators

# 日本仲裁人協会会報

Japan Association of Arbitrators Bulletin

vol.18  
2022

公益社団法人 日本仲裁人協会 理事長/岡田春夫 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館内  
TEL 03 (3580) 9870 FAX 03 (3580) 9899 http://arbitrators.jp/  
発行責任者/事務局長・飛松純一 編集責任者/事務局次長・川崎勝暉

## 理事長就任のご挨拶

日本仲裁人協会 理事長 岡田 春夫

JAAの理事長として長らくご尽力してこられた川村明先生が勇退され、後任の理事長として、2021年7月28日に開催された理事会で選任され、就任いたしました。川村明前理事長、谷口安平前々理事長、澤田壽夫初代理事長が築き上げてこられたJAAを引継ぐこととなり、身に余る重責ではあります、日本の仲裁・調停の発展のために粉骨碎身取り組んでまいりたいと考えております。

近時のJAAの動きとして、仲裁振興につきましては、国際紛争解決のインフラ整備が日本において長年の喫緊の課題となっていた中、関連諸団体との連携によるJAAの活動が奏功し、2018年5月に日本国際紛争解決センター（JIDRC）大阪施設、2020年3月に同東京施設の開所が実現しました。これは日本の仲裁振興にとって非常に大きな成果です。先人の並々ならぬ努力によりここまでこぎつけることができたのであり、この流れを持続、発展させることが、後を継ぐ者に課せられた使命であると考えております。残念ながら、日本の仲裁は長らく低迷しております。JIDRC設立によってもたらされたこの機会は、日本の仲裁振興の最後の絶好のチャンスであるとの覚悟を持って臨んで参りたいと考えております。



調停につきましては、調停の欠点を補い使い勝手を良くするシンガポール条約の発効もあり、世界で注目されつつありますが、世界的に見てもまだこれからである一方、日本は、古来より和を重んじ、調停に高い親和性を有する文化を持つ国であり、国内調停の長い歴史及び実績もあります。2018年8月JAAが運営する京都国際調停センター（JIMC）が開設され、2020年9月にはシンガポール国際調停センターとの間で迅速、安価のオンライン調停の共同実施も緒についております。また、シンガポール条約の日本の調印を視野に入れた国内法整備につき、政府内での検討も進んでいると理解しております。JIMCを飛躍させ、日本がアジアの国際調停を先導していくという気概を持って臨んで参りたいと考えております。

ご高承のとおり、仲裁と調停の連携利用が、世界で脚光を浴びております。仲裁と調停は、互いの欠点を補い長所を利用し合う関係にあります。仲裁と調停の双方を振興することが、日本のADRの底上げとなります。JAAとしては、仲裁と調停の双方の振興を推進して参りたいと考えております。

皆様のご指導、ご協力の程、何卒よろしくお願ひいたします。

## JAAの栄光の船出を見送る

日本仲裁人協会 顧問 川村 明

私は、今年度の任期途中でわがままを言ってJAA理事長を退任し、顧問に退きました。外においては、世界一流の設備を備えたJIDRCやユニークな国際調停機関のJIMC京都が発足し、内にあっては多様な仲裁・調停の専門家人材が結集して若く多様なプロフェッショナルの教育養成に当たる体制が出来上がりつつあります。思い返せば、私個人としても、国際仲裁の制度整備は、1990年代に日弁連の常務理事や外弁委員長として、謂わば外から突き付けられた弁護士業グローバル化国際的自由化の要求にいかに自律的に対応するかという人生をかけた課題の一つだったのです。

このように言いましても、今の私は達成感や成功感とは無縁です。政府の所謂「経済発展骨太の方針」で何度も主張されていた「司法の国際化」を担うものは国際仲裁と調停を描いて他にありません。その使命の大きさを本気で考えるならJAAがこれから取り組むべき仕事は余りにも多いと思います。このこれから取り組むべき仕事の多さこそ、私がJAAのリーダーシップ若返りを急いだ理由です。

岡田新理事長を中心とする新しいリーダーシップのみなさん！今は、仲裁・調停にかつてないモメンタムが働いています。私は、今や年取ったプロフェッショナルですが、こんなに社会の関心が集まるのを見たことはありません。どうか、JAA会員のみなさん、一致団結、仲裁と調停の発展のためにご活躍になるよう期待しています。

# 日本仲裁人協会副理事長及び 京都国際調停センター副センター長就任のご挨拶

日本仲裁人協会 副理事長 手塚 裕之

このたび、日本仲裁人協会（JAA）副理事長及び京都国際調停センター（JIMC）副センター長に就任致しました。日本では、初の仲裁審問専用施設を運営する日本国際紛争解決センター（JIDRC）の開設、仲裁法改正及び関連法制の整備に向けた立法作業の進展、日本政府や日本企業における国際仲裁の重要性の認識の深化など、仲裁の振興・発展に大きな順風が吹き始めています。シンガポール国際調停条約への加入を見据えた調停和解合意への執行力付与についても、立法の方向性が見えてきています。

このような中、岡田春夫JAA理事長・JIMCセンター長をお支えし、政府関係機関、企業法務関係者の皆様や内外の仲裁機関・団体、専門家の方々とも一層連携を密にし、日本の仲裁地・仲裁審問地としての魅力や存在感を高め、med-arb等のハイブリッド紛争解決手法についても更に効率性・実効性を高め、認知度を向上させるため、微力を尽くす所存です。

仲裁・調停におけるダイバーシティの推進や環境への配慮、持続可能性・透明性の確保など、若い世代の方たちの力もお借りしながら、課題に取り組んで参ります。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

## 仲裁法制等の立法の動き

日本仲裁人協会 理事 出井 直樹

2020年10月に法制審議会仲裁法制部会が設置され、1年余りの議論を経て、2021年10月に法制審議会は仲裁法制の見直しに関する要綱案を取りまとめ、法務大臣に答申した。今回の仲裁法制の見直しは、主としてUNCITRALモデル仲裁法2006年改正を反映するものであるが、要綱案の主な内容は以下の通りである。

第一に、仲裁廷の暫定保全措置に関する規律として、暫定保全措置の定義（類型）及び発令要件等の規定や変更等の規定のほか、暫定保全措置の執行にかかる規定が整備された。現行法では仲裁廷の保全処分は裁判所を通じて執行することはできず、別途裁判所に保全処分を申し立てる道しかなかったが、仲裁廷の暫定保全措置発令→裁判所による執行というルートができることとなる。さらには、一定の類型については、暫定保全措置に違反した場合の違反金支払命令を裁判所が発令し、同命令に債務名義としての効力を与える仕組みも用意された。

第二に、仲裁合意の書面性に関する規定が若干はあるが整備された。

第三に、裁判所の仲裁手続関係事件（仲裁判断取消しや執行決定申立てを含む）において、証拠の日本語訳添付を省略できる場合があることとされたほか、仲裁関係事件は語学面を含め専門性が高いことから、東京地裁・大阪地裁の競合管轄を認めることとされた。

どれだけ実務上のインパクトがあるかはこれから運用次第であるが、実質的にUNCITRALモデル法2006年改正を反映したものと評価でき、法制面での国際水準からの遅れは解消されたと言え、少なくともその点で意義がある。また、仲裁関係事件での日本語訳添付省略は、手続面で日本の裁判所が仲裁フレンチであることを示すものとなり、当事者のコスト削減が期待できる。

法制審仲裁法制部会では、このほか民間調停における和解への執行力の付与に関する法制整備の議論が継続している。本稿執筆時点では、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（いわゆる「シンガポール国際調停条約」）への加盟を視野に入れた国際調停和解合意に関する新立法と、それ以外の国内調停等の和解合意のうち一定のものに関して裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（いわゆる「ADR法」）改正による措置、の二本立てで議論されている。いずれも、裁判所の執行決定を経て債務名義とするものであり、シンガポール条約の規律を参考に一定の執行拒否事由が規定される方向で議論されている。

前号で仲裁法制見直し等の動向を紹介いただいた古田啓昌理事が2021年12月急逝された。古田理事は、法制審議会の委員としても常に部会の議論をリードされていた。JAAにとっても、また仲裁コミュニティ、そして司法界にとっても、大きな痛手である。ご冥福をお祈りする。

# JIMC-SIMC Joint Protocol第1号事件－当事者代理人と調停人それぞれの視点からの報告

## 「当事者代理人として」

日本仲裁人協会 常務理事 茂木 鉄平

昨年4月JIMCとSIMCのJoint Protocolによる調停を申し立て、各機関が一人ずつ選任した共同調停人2人の支援を得て、無事和解することができました。日本企業とインド企業による合弁紛争で、SIAC仲裁とインドにおける裁判所手続きが並行し、深刻な紛争状況となっていました。日本企業側の共同代理人メンバーの古田啓昌弁護士と当職がJIMC運営委員会のメンバーであったので同プロトコルによる調停を提案したところ、相手方はインドの調停機関の関与を求めるることなく、同プロトコルによる調停に同意してきました。調停実績の多いSIMCへの信頼の賜物だと思われます。また国際調停というと有名な調停人の熟練の技術により和解が成立するというイメージが強く、共同調停人による調停がうまく機能するかという一抹の不安もあったのですが、下記高取弁護士の報告のとおり、それぞれ英米法および大陸法のバックグラウンドを有する有能な調停人の組み合わせが非常に有効に作用したと思います。オンライン調停の技術上の問題もなく、双方の国がコロナ禍にあったにもかかわらず、スムーズに手続きが実施され、無事紛争解決につながりました。このプロトコルが紛争解決モデルとして機能することが確認されたと思います。

## 「調停人として」

日本仲裁人協会 常務理事 高取 芳宏

1. この度、JIMCとSIMCとの共同プロトコール第一号案件の調停人を務めさせて頂きました。本プロトコールは、Covid 19 対応の迅速なオンライン調停であり、共同調停人2名をSIMCとJIMCから各自出すのが原則です。国境を超えた紛争において、英米法系と大陸法系という異なる法文化から選出された共同調停人が、異なる背景を持つ企業間の紛争について和解締結を促進することができました。英語と日本語のコミュニケーションのブリッジを果たしつつ、通訳や当事者のメッセンジャーではなく、共同の同一体として、公平性と信頼性について当事者に安心感を与えられるよう心掛けました。
2. 具体的には、(1) 調停準備会が非常に有益で、紛争マインドである当事者のモードを、和解成立へ向けて協力を促進するマインドに導き、(2) オンラインによる機動的、迅速な対応を行い、忙しい当事者、代理人、調停人のスケジューリングの調整を迅速に行い、(3) 両当事者を含める共同セッションと、一方当事者だけと行う個別セッションの効果的な組み合わせにより、双方の本音とビジネス的なアイデアを得ながら進めることができたことが効果的であったと考えます。また、共同代理人の名前を付した「Greg/Yoshiスケジュール」なる表<sup>1</sup>を作成し、①共通のビジネス的な目的の確認、②共通する利益のピックアップ、③各合意項目の達成度を視覚化して促進できたことも今後のノウハウとして活用したいと考えます。
3. また双方ご担当の代理人が素晴らしい、合意形成に向けて尽力されたことこそが最大の成功要因でした。先日急逝された尊敬する古田啓昌弁護士も代理人として多大な尽力をされました。この場をお借りして感謝申し上げるとともに、心よりお悔やみ申し上げます。

<sup>1</sup> 本スケジュールを含む、共同プロトコール第一号案件について、筆者が受けたインタビューの動画が、下記 SIMC のホームページで閲覧できます。

(SIMC Home Page)

<https://simc.com.sg/blog/2021/09/22/meet-the-co-mediators-who-overcame-cultural-odds-under-the-jimc-simc-covid-19-protocol/>

(You Tube)

<https://m.youtube.com/watch?v=kQPKomjwE6g>

# 東京オリンピックにおけるスポーツ仲裁を経験して<sup>1</sup>

霞ヶ関国際法律事務所 弁護士 阿部 信一郎

2021年7月に開催された東京オリンピックにおいて、プロボノ弁護士としてスポーツ仲裁における申立人代理人となる機会を賜ったので報告する<sup>2</sup>。

## 第1 オリンピックにおけるスポーツ仲裁とは

オリンピックにおける仲裁を行う不服申立機関はCAS (Court of Arbitration for Sport)である。CASは、オリンピック開催時にはその臨時の部門としてCASアドホック部 (CAS Ad hoc Division, AHD)とCAS アンチ・ドーピング部(CAS Anti-doping Division, ADD)を設けて活動を行う。東京オリンピックにおいても、CASは日本国際紛争解決センター（JIDRC）に臨時のオフィスを開設して活動を行なった。後述するように本件はCASアドホック部が担当の事件であることから、CASアドホック部での仲裁手続の概要を簡単に説明すると、仲裁地はスイスのローザンヌであり<sup>3</sup>、手続準拠法はスイス国際私法の適用となる<sup>4</sup>。仲裁言語としてはフランス語、英語であったがスペイン語も2021年7月から追加された。仲裁対象期間は開会式10日前から閉会式までである。この仲裁手続の極めてユニークな特徴として、仲裁申立から仲裁判断まで24時間以内で行うこととされていることである<sup>5</sup>。

## 第2 本件事案の概要と紛争類型

### 1. 事業の概要

1) 申請人は、ジョージア国のテニス連盟 (GTF) 及び同国オリンピック委員会 (GNOC) が選出した女子ダブルスのテニスプレーヤー2名である<sup>6</sup>。国際テニス連盟 (ITF) は、女子テニスのオリンピック出場者を、7月1日エントリーリスト、同月16日修正エントリーリストにてウェブサイトを使って公表したところ、申請人は当該リストに含まれていなかった。ところが、国際テニス連盟が依拠するオリンピックの出場枠配分の基準 (Olympic Qualification System) によると、女子ダブルスはダブルスの世界ランキングにより選出が決まるところ、申請人らはリストに含まれていた他の2カ国（ブラジル及び台湾）の女子ダブルス選手らよりも順位が上であり当然申請人らが含まれるべきであったというものであった。申請人らは、直ちに（同月17日）、ITFにこの点を確認すべく連絡したところ、ITFからは、そもそもGNOCから申請人らのオリンピック女子ダブルス出場の参加登録申請がなかった旨の連絡を受けた。そこで申請人らはGNOCに確認の連絡を入れたところGNOC担当者は、ITFへの参加登録申請を実際に行った旨の説明をした。なお、申請人らは、GTFとGNOCが、ITFへ自分達のオリンピックへの参加登録申請を行っているかを確認すべく、2021年3月と6月の2度、GTF担当者へ確認をしており、その回答はすべてGTFからGNOCへの申請を完了したことであった。申請人らは、オリンピックへの女子ダブルスの出場及び事案の解説を求めて本件申請を行ったのであった。

### 2. 本件と関連する紛争類型の概説

本件は、出場資格 Eligibility が問題となる紛争であり、その中のカテゴリーとして代表選出選考 selection をめぐる紛争に関係している。

この代表選出選考 selection をめぐる紛争で典型的に予想されているのは、オリンピック競技大会への競技者等の派遣に関するNOCの決定あるいはそれに関するNFの決定（推薦）について、競技者等が取消し等を求める紛争である。本件において、当初は申請人との間で口頭のやり取りのみ確認できた状況であったが、後日のNOCからITF宛のメール等が提出されてNOCは申請人らの出場資格について決定したことが判明している。むしろ本件で問題となつたのは、NOCがオリンピック組織委員会 (OCOG) にその参加登録申請を伝達することを行つていなかつたのではということであった。オリンピック憲章によると、NOCはオリンピック憲章に則り、オリンピック競技大会に競技者等を派遣する権利を有し<sup>7</sup>、NOCはNFによる推薦を受けた競技者について、NOCの許可により、オリンピック組織委員会にその参加登録申請を伝達するという手続構造になっている<sup>8</sup>。

この点、本件における仲裁の申請書において強調したのは、NOCだけの問題として捉えるのではなく、競技者からの視点からすればNF→NOC→IF→OCOGという一連の参加登録申請のための各種組織を一体として判断して禁反言で対応できないかということである。参考になる事例としてCAS OG 02/006が存在し同事件では、NOCが選考した競技者に関し、ソルトレークオリンピック組織委員会

1 CAS OG 20/05 Oksana Kalashnikova & Ekaterine Gorgodze v.

International Tennis Federation, Georgian National Olympic Committee,

Georgia Tennis Federation

2 小野愛菜弁護士との共同受任である。

3 CAS AHD 規則7条、スイス国際仲裁

4 AHD 規則7条パラ2、PILA 第12条「国際仲裁」

5 CAS AHD 規則18条

6 Oksana Kalashnikova 氏及びEkaterine Gorgodze 氏

7 オリンピック憲章 27.7.2

8 オリンピック憲章 44.4

(SLOC) が登録資格を一度は認めていた場合、SLOC が直前に当該競技者の登録資格を否定することは、禁反言の法理により許容されないと判断した事例がある。申請人は、GTF と GNOC に登録の有無を事前に確認する等自分の力で行えることは全て行っており、同人らに過失も過誤もないはずであるとの観点である。禁反言の法則及び自然法に基づく正義の観念を主張の根拠とした。なお本件では手続上の問題（Admissibility）もあったが誌面の都合上割愛する。

### 第3 本件手続の概要

本件のようなオリンピックにおける仲裁の特徴として、前述したように申請から仲裁判断までの期間が非常に短いことにある。本件においても、申請（7月19日）、代理人の受任（7月20日）、CASへの申請書の提出（7月21日）、仲裁パネル組成、と関係当事者の審問（7月22日）、仲裁判断（7月23日）と非常に短期間で密度の濃い手続進行となった。特に7月22日は、午前中に仲裁パネルが組成され、18時までに関係者は反論書の提出を求められ、19時から審問が行われるという極めてタイトなスケジュールとなった。仲裁判断が下されたのは申請から41時間後である。

本件申請で仲裁判断を求めた内容は、(1) 申請人らが出場する適格 eligible があることを CAS が確認すること、(2) IF の最終選考結果が、申請人らが含まれていない限りで、無効であることの宣言、(3) 申請人がオリンピック代表として出場できるように適切な措置（例えば既存の32チームにプラスして出場できるようにする等）であったが、仲裁判断では、申請人が GNOC から ITF に出場登録申請をした証拠がないことから出場登録申請はなかったと判断し、請求は棄却された。申請人が主張した禁反言も ITF にはないとされた。自然法の正義についても他の選手達も含めて考慮する必要があり、その観点から否定された。

### 第4 審問手続への参加

スポーツ仲裁の審問手続が具体的にどのように行われるかは興味を引く点である。前述したように審問手続は申立の翌日の19時から開始され約1時間行われた。ビデオコンフェレンス方式で行われたが、申請代理人は審問会場となった JIDRC に仲裁パネルと一緒にリアルに出頭して手続に参加した。

審問での実際の手順として、1) パネル長から仲裁廷を構成する仲裁人の紹介、申請人代理人らの紹介、ビデオで参加した被申請人ら（ITF、GTF）代理人、証人予定者、通訳等の紹介及び確認があった。ちなみに GNOC は不参加であった。次に、2) パネル長から、本件仲裁手続で議論すべき内容の告知され争点の限定された。その後 3) 申請人と GTF 代表、ITF 幹部、ITF 顧問弁護士が主張や反論、事実関係の説明等を行った。ITF の本件担当者は証人申請されていたが、証人尋問というフォーマルな形式は取らず事実関係の説明を行い、パネル長からの質問にも yes no で回答していた。4) 関係する全当事者から事情を聞いたのち、パネル長から申請人代理人や相手方らに実質的内容についての質問が何点かなされ、その後クロージングリマークスを各当事者が行った。

当該ビデオコンフェレンスに参加した感想としては、オリンピックにおける仲裁という短期間に申請と仲裁判断を行う手続構造において、本件では英国、ジョージア、ポーランド等複数のしかも遠隔の地点からビデオで迅速にできるメリットが大きいと感じた。また仲裁パネルが、極めて短期間の間に作成され提出された申請書や反論書を補う形で、事実関係や法的問題点についての疑問点を当事者に率直に質問して解決していった。他方で、バーチャル特有の問題として、本件でもモニターには当事者の後ろを歩く無関係な人が映し出されたり、猫が映像に乱入したりするハプニングがあり、今回は問題とならなかつたコーチングの問題はこのような状況であれば出てくることを再認識した次第である。

### 第5 スポーツ仲裁を経験しての感想

第1にスピーディーな対応が要求される点である。申請に手間取っていたのでは選手（あるいは候補者）の該当するスポーツ競技の開催日程が到来して仲裁手続は徒労と帰す可能性があった。申請書の記載も遗漏なきよう完璧性をめざすことはもとより重要であるが、そのことと合わせて早期の申立により選手（候補者）の窮状を仲裁パネルに訴えることも緊要である。申請人と代理人とのコミュニケーションも本件では申請人がヨーロッパに住んでいたことから ZOOM を用いて行われたが、日本との時差の問題から ZOOM でコミュニケーションと取れる時間帯は非常に限られていた。他方で、申請前後を含めて CAS 担当者とのやりとりはメールの他、SNS でも迅速なやり取りが行われ極めてスムーズであった。第2に、審問手続の重要性である。仲裁パネルがここで実質的な心象形成を行なっていることが肌感覚でわかった。審問において相手方主張に直ちに反応して、必要があれば反論すること。訴訟と違って書面で後から矛盾点を記載したりすることでは手遅れとなる。如何にして仲裁人に納得してもらうかに腐心した。第3に、申請人である選手の気持ちの尊重である。今回も難しい案件であることを最初から認識しつつ、自分が出場できない原因を知りたいとの気持ちが強かった。申請人から代理人に、自分達は30歳代であり4年に一度のオリンピックに出場するチャンスは今回しかない、一生に一回の晴れ舞台であるとの心情が吐露され、代理人としてもその気持ちを尊重して全力を尽くそうと思った次第であった。

最後に我々プロボノ弁護士へのバックアップ体制が非常に強力な励ましとなった。2019年から東京2020大会プロボノサービス運営委員会が主催する手続代理人研修が始まり、早川吉尚先生はじめ諸先生の熱意ある講義に参加できた。特に杉山翔一先生には、講義の他、本件事件の受任の時から、事件の手続面や内容面に渡る様々なアドバイスを頂いた。プロボノ弁護士の育成とバックアップをしていただい先生方に大きな感謝をする次第である。

以 上

# CIArb、JAA、JIDRCによるジョイント研修プログラム

日本仲裁人協会 国際仲裁・ADR委員会共同委員長 関戸 麦

我が国における国際仲裁の活性化が、2017年から政府の「骨太の方針」に掲げられ、官民協力のもと、様々な取り組みが行われています。この目的の実現にとって、特に重要なのはそれを担う「人」であり、その「人」が育ち、協力する環境が必要となります。特に仲裁先進国に追いつき、追い越す段階では、この環境整備がより一層重要です。

大きなテーマではありますが、その重要性に鑑みると、確実に、末永く進める必要があると考えています。具体的には、CIArbの初級（Associate）、中級（Member）、上級（Fellow）の各プログラムをベースにした研修を、毎年2回程度開催します。その中で受講者が順次レベルアップすることに加えて、講師としても日本の人材が順次レベルアップすることを企図しており、また、研修の場が皆で協力する環境の一つの基点となることも企図します。さらに、日本側からCIArbへのフィードバックを通じて、世界の国際仲裁実務の発展に寄与することも、意図するところです。

2021年には、CIArb、JAA、JIDRCの3者間でMOUを締結し、協力関係を確認し、企画を進めてきました。2022年3月からは、研修が実際にスタートします。引き続き、皆様のご支援、ご協力を、何卒よろしくお願い申し上げます。

## The growing importance of Investor-State Mediation

Partner at Nishimura & Asahi, member of the JAA ITAC. Lars Markert

On 27 January 2021, the JAA Investment Treaty Arbitration Committee (ITAC) hosted a seminar entitled "Introduction to Investor-State Mediation", jointly organized with the International Centre for Settlement of Investment Disputes (ICSID). The seminar was opened by Mr. Hiroyuki Tezuka, then-acting Executive Director in charge for the JAA ITAC, and moderated by Ms. Geraldine Fischer, Legal Counsel at ICSID, currently based out of Tokyo. The main speaker was Ms. Frauke Nitschke, Senior Counsel at ICSID in Washington DC. Ms. Nitschke leads ICSID's investor-State mediation activities, including the drafting of the proposed Mediation Rules and amendments to ICSID's conciliation frameworks. In this role, she frequently conducts investment mediation skills trainings for mediators and government officials.



After a short introduction to ICSID, Ms. Nitschke guided the participants through the background & current developments in investment mediation. She noted the trend in investment treaties to require mediation as a prerequisite or stand-alone mechanism, touched upon the helpful 2016 Guide on Investment Mediation by the Energy Charter Conference, and highlighted the entry into force of the Singapore Convention for enforcement of mediated settlements. While she did not dive deeply into the question whether the Singapore Convention also applies to investor-state disputes, both ICSID and UNCITRAL have pointed out at other occasions that they understand this to be the case.

The ICSID Mediation Rules – currently still in draft form – are intended to provide States and investors with a neutral, trusted forum to engage in facilitated negotiations, allowing for a party-driven and flexible, as well as time and cost-efficient, process leading to tailor-made solutions. They are also drafted so as to align with the formal requirements for mediated settlements in Article 4 of the Singapore Convention. With this background, Ms. Nitschke guided the audience through a typical ICSID Mediation process and explained the individual steps, as well as the individual provisions of the Mediation Rules in detail. She emphasized that unlike for ICSID arbitrations, the parties are entirely free to terminate the mediation process should they feel it does not lead to the desired results.

Ms. Nitschke pointed out that ICSID Mediation can be used during the mandatory cooling-off periods that most international investment agreements prescribe, but also as an entirely separate process or in combination with an ICSID arbitration. In the latter case, mediation can either serve as an initial stage (e.g. multi-tier clause) or be conducted in parallel to the ICSID arbitration, potentially allowing the

mediated settlement to be embodied in an award on agreed terms.

ICSID is pursuing a range of activities with respect to mediation, including the planned adoption of the ICSID Mediation Rules, offering the administration of mediation, and capacity building initiatives, such as mediator trainings and courses for government officials – some of those steps undertaken in close cooperation with the UNCITRAL Secretariat and its Working Group III.

The end of Ms. Nitschke's presentation was followed by a lively debate, underscoring the significant interest the audience showed in this important topic.

## 関西支部便り

日本仲裁人協会 理事・関西支部事務局長 豊島 ひろ江

関西支部は、令和3年度は、SIACとの共催ウェビナーとして、8月25日にパート1「日本の中小企業にとっての仲裁の利点」、10月12日にパート2「交渉から仲裁廷の成立まで：仲裁準備の実務ガイド」を開催し、12月8日には、JCAA大阪事務所との共催「模擬国際仲裁セミナー—JCAAの迅速仲裁で、より早く、より安く—」を開催しました。

本模擬仲裁は、JCAA大阪事務所のご協力を得て、関西支部の総力を挙げて脚本から作成し、半年間の準備を重ねました。日中間の国際紛争について、契約締結段階から紛争が生じる場面を経て、JCAAの迅速仲裁手続を利用した仲裁申立てから仲裁判断までの一連の流れを、各手続のポイントごとに寸劇と解説を交えて紹介しました。250名の登録者から180名の参加者を得、99%の方に満足（75%「とてもよかったです」、24%「よかった」）頂き、88%の方に仲裁が紛争解決手段と「なる・なりそう」と感じて頂きました。本セミナーの内容は、今後、研修資料として残すことを検討しております。

その他、例年どおり、国際家事調停委員会との英語による国際家事調停人養成オンライン研修の共同開催、国際商取引学会主催の模擬仲裁日本大会を後援・仲裁人役の派遣、同志社大学の寄附講座への講師派遣、JCAA大阪事務所とオンライン共同勉強会等を開催しました。

令和3年度は1年を通して、支部会員の多大なる協力を得て、充実した活動ができ、合計7回の役員会では仲裁振興のための活発な意見交換も行いました。これらの意見を来年度以降の関西支部の活動につなげていきたいと思っております。



審理予定表	
開催期	内閣
仲裁廷成立	2021年9月15日
仲間入り(交渉開始)	2021年9月22日
主審官選出	2021年10月22日
副審官選出	2021年11月22日
中止	2021年12月1日
被審官選出	2022年1月7日
仲間入り(審理開始)	2022年1月27日午前10時
審理	2022年2月10日
審理終了	2022年2月11日
仲裁判断	2022年3月15日(仲裁廷成立) 2022年3月16日



## 中部支部便り～若手育成のための新たなチャレンジ～

日本仲裁人協会 常務理事（中部支部長）田邊 正紀

2021年5月4日、5日の2日間にわたり、愛知県弁護士会との共催で、SMCの調停人であるLIM・TAT氏を講師にお迎えし、国際的な家事調停の技法についての研修がZoomを用いて開催され、全国から19人が参加しました。研修の中では、3つの事例について、参加者がブレイクアウトセッションを利用し3~4人のグループに分かれ、それぞれ90分程度のロールプレイを行いました。各グループに一人ずつSMCの調停人がコーチとしてつき、アドバイスが受けられる形であり、講師が来日して研修する場合には得られない充実したトレーニングを受けることができました。

2021年8月24日18時から、井神貴仁弁護士を講師に迎え、「アスリートを支える仕事、興味ありませんか？～スポーツに関する紛争の解決手段としてのスポーツ仲裁を題材に～」を開催しました。若手弁護士が、どのようにスポーツ仲裁やスポーツ法の分野に取り組んでいるか、実務経験に基づいた知見を提供するもので、全国から約70名の参加を得ました。若手法律家のスポーツ仲裁への興味の高さが浮き彫りとなり、今後、中部支部でも力を入れていくべき分野だと感じました。

